



[内容]

1. (中国) 第4次改正専利法の経過措置
2. (米国) 「雇用契約と特許権の帰属」に関する第1巡回区控訴裁判所判決紹介
3. (米国) 文言非侵害、均等非侵害を認めた地裁の略式判決を差し戻した CAFC 判決
4. (韓国) 特許権均等侵害の成立可否に関する韓国大法院判決
5. (米国) CAFC は、ターゲット広告は未だ特許適格性を欠く主題であると判断しました。

1. (中国) 第4次改正専利法の経過措置

2021年6月1日、中国第4次改正専利法が施行されました。2021年6月1日時点においては、第4次改正専利法についての「実施細則」は、改正中であり未だ施行されておられません。2021年5月25日、中国国家知識産権局は、「改正後の専利法施行に関する関連審査業務処理暫定弁法」(以降、「経過措置」と称する)を公表しました。経過措置によれば、2021年6月1日以降、部分意匠出願、意匠の国内優先権主張、審査が遅延した場合の存続期間の補填請求、新薬関連特許の存続期間の延長申請、開放許諾特許の申請等が可能になりますが、これらの申請等については、改正された実施細則が施行された後に審査するとされています。また出願日が2021年5月31日以前の意匠専利権の保護期間は、出願日から起算して10年とされています。

[情報元] 国家知識産権局 (CNIPA) Web サイト(中文)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/5/25/art_74_159631.html

[担当] 深見特許事務所 小田 晃寛

2. (米国) 米国第1巡回区控訴裁判所は、雇用契約および離職契約に基づいて元従業員に対し特許権を会社に譲渡させる宣言的判決を求める原告の要求を却下した地方裁判所の判決を支持しました。

Covidien LP; Covidien Holding Inc. v. Brady Esch, 事件番号 20-1515 (第1巡回区控訴裁判所 2021年4月8日)

1. 事件の概要

地方裁判所は、雇用契約および離職契約に基づいて元従業員に対し特許権を会社に譲渡させる宣言的判決を求める会社の要求を却下しました。その控訴審において米国第1巡回

区控訴裁判所 (United States Court of Appeals for the First Circuit) は「中道的な」審理基準を適用して、地方裁判所の判決を支持しました。

2. 事件の経緯

(1) 背景事情

被告人 Brady Esch (以下 Esch) は、原告である Covidien LP および Covidien Holding Inc. (以下 Covidien) での雇用期間中に、雇用契約および離職契約に署名しましたが、この契約は、守秘義務、Covidien での雇用中または Covidien を離れてから 1 年以内になされた発明の開示義務、およびそのような発明の Covidien への譲渡を要求していました。

(2) 事件の発端

Esch は、Covidien を退職した後に自分の会社 (Venclose) を設立するとともに特許出願 (仮出願⇒本出願⇒PCT 出願) をしてそれらを Venclose に譲渡しました。Covidien は、守秘義務違反および発明開示義務違反で Esch をマサチューセッツ州連邦地方裁判所 (以下、地方裁判所) に提訴しました。

(3) 地方裁判所での審理

地方裁判所の審理において陪審員は、Covidien および Esch の両当事者による提案内容に基づいて地方裁判所によって陪審員に説示された質問に答えました。陪審員に対する質問は以下のようなものでした。

- ・質問 1 および 2: Esch は雇用契約および離職契約に基づく守秘義務に違反したか?
- ・質問 1A および 2A: 上記質問 1 および 2 が Yes であれば、Covidien はこれらの契約違反から生じた損害を証明したか?
- ・質問 3: Esch は雇用契約に基づいて Covidien に発明を開示する義務に違反したか?
- ・質問 3A: 上記質問 3 が Yes であれば、発明を開示しなかったことによる損害が生じているか?
- ・質問 4: 上記質問 3 が No であれば、Esch は善意かつ公正に取引を行うという黙示の了解に違反したか?
- ・質問 4A: 上記質問 4 が Yes であれば、それによる損害が生じているか?
- ・質問 5: Covidien に対して損害が生じているのであればその額?
- ・質問 6~8: 上記質問 3A が Yes のときのみ、Esch の特許出願に係る発明が雇用契約の下になされた発明かどうかに関する質問に答えること。 質問 3A が No であれば質問 6~8 には答えず質問は終了する。

Covidien は陪審審理に入る直前になって、質問 3 の問題と質問 6~8 の問題とは契約の別の条項に関するものであり、質問 3 が Yes または No のいずれの場合にも質問 6~8 についても回答されるべきであると申しましたが裁判所はこれを認めずに陪審審理に入りました。

陪審審理が開始され、陪審員は、質問 1 および 2 については Esch の守秘義務違反を認定し (損害額は\$794,892.24)、質問 3 については Esch は発明の開示義務に違反しなかったと認定し、質問 4 については Esch は善意かつ公正に取引を行うという黙示の了解に違反しなかった、と認定しました。

質問 3 に対する回答が No (開示義務違反無し) であったので、質問 6~8 (Esch の特許出願に係る発明が雇用契約の下になされた発明かどうか) には陪審員は回答しませんでした。

陪審審理の後、Covidien は、Esch が契約の譲渡条項に従って Covidien に特許権を譲渡することを要求する宣言的判決を求めましたが、地方裁判所はこれを却下しました。

地方裁判所は、何らかの潜在的な発明の開示に相当する行為は当該特許出願の公開のみであって、これは陪審員が雇用契約に定められた Esch の守秘義務の違反に相当すると認定した行為であり、常識的に考えても、雇用契約による守秘義務違反が同時に Covidien に対する Esch の発明開示義務を果たすというようなことはどの当事者も予想しなかった

ものであると判断しました。

地方裁判所は、陪審員への質問に内部的な矛盾はあったが、「質問事項 3 に対する陪審員の『決定的な』否定的回答は、雇用契約の下に包含されるどのような『発明』もなされなかったという事実認定として解するしかない」と認定し、Covidien の申立を却下しました。

Covidien は第 1 巡回区控訴裁判所に上訴しました。

3. 控訴裁判所の判断

第 1 巡回区控訴裁判所は地方裁判所に同意し、「中道的(middle ground)な」基準を適用しましたが、この基準は、「裁量権の濫用」に関するものよりも厳密な基準ですが、「判決を最初から見直すこと (*de novo review*)」よりは制約が少ない基準です。この見直しの基準では、「事実および地方裁判所が述べた理由を注意深く熟考すること」が要求されます。

第 1 巡回区控訴裁判所は、適用可能なマサチューセッツ州法の下で地方裁判所は契約に関する問題に十分に対処しており、そして「発明」の定義および譲渡の要件を陪審員へ具体的に説明していた、と認定しました。第 1 巡回区控訴裁判所は、陪審員は質問 3 に対する回答に関係なく質問 6~8 にも回答する必要があるという Covidien の要求は、「実体的に正しい」ものではなく、また「重要な争点に不可欠」なものでもなく、「実質的には陪審員への説明に含まれる」ある種の指示に過ぎないものであったと認定しました。

さらに、第 1 巡回区控訴裁判所は、「内部的に矛盾した」陪審評決、すなわち、Esch が特許出願の公開を通じて彼の秘密保持義務に違反した事実によって彼の開示義務を果たしたという評決は、契約に包含される発明がなかったという事実認定としてのみ解され得ると認定しました。

したがって、第 1 巡回区控訴裁判所は、地方裁判所が Covidien の陪審審理後の宣言的判決の請求を却下したことについてその裁量権の濫用はなかった、と結論付けました。

[情報元] McDermott Will & Emery IP Update | April 22, 2021

Covidien LP; Covidien Holding Inc. v. Brady Esch, 事件番号 20-1515 (第 1 巡回区控訴裁判所 2021 年 4 月 8 日) 判決原文

[担当] 深見特許事務所 堀井 豊

3. (米国) CAFC は、2 件の特許のうち 1 件については、地裁のクレーム解釈を覆して、文言非侵害を認めた地裁判決を取消し、もう 1 件については、限定の無効化により均等論に基づく侵害が成立しないとする地裁の判決を取消して、地裁に差し戻しました。

Edgewell Personal Care Brands, LLC v. Munchkin, Inc., Case No. 20-1203 (Fed. Cir. 2021 年 3 月 9 日)

1. 事件の概要

Edgewell 社は、使用済みのおむつを収集するために、交換可能なカセットをペール缶内に配置し、おむつの周りを包む、おむつペールシステム「Diaper Genie」を製造販売しています。Munchkin 社は、Edgewell 社のペール缶と互換性のある詰め替えカセットを販売していました。

カセットの改良に関連する 2 件の特許を所有する Edgewell 社は、当該 2 件の特許を

Munchkin 社が侵害しているとして、連邦地方裁判所に提訴しました。

地裁においては、2件の特許のそれぞれについてクレーム解釈が行われ、その解釈に基づいて Edgewell 社は、一方の特許（米国特許第 8,899,420 号、以下「'420 特許」）の文言侵害と、他方の特許（米国特許第 6,974,029 号、以下「'029 特許」）の均等論に基づく侵害を主張しました。

地裁は、両方の特許に対する非侵害を主張する Munchkin 社の略式判決の申立てを認めました。これに対して Edgewell 社は、米国連邦巡回控訴裁判所（the US Court of Appeals for the Federal Circuit: CAFC）に控訴しました。

2. '420 特許についての訴訟の経緯

(1) 地裁の判断

Edgewell 社の'420 特許は、中央開口を構成する円筒状内壁の底部にクリアランス（全周に形成された面取り状クリアランス）があるカセットを対象としており、その隙間は、使用者がカセットを上下逆に装着することを防止するために設けられています。クレーム解釈において、特許発明が、カセットが装着された後においても、カセットと他の構造物との間に隙間空間(clearance space)を必要とするかどうかが論点となりました。

地裁は、特許発明が、カセットの装着時においても隙間空間を有することを要し、クレームに記載の「クリアランス」が、クレームに記載のない部材によって満たされ得ないと解釈しました。

そのような解釈に基づいて地裁は、Munchkin 社の詰め替えカセットとペール缶の間には、カセットが取り付けられた後は隙間空間がなかったため、文言非侵害を主張する Munchkin 社の略式判決の申立てを認める判決を言い渡しました。

(2) CAFC の判断

CAFC は、「装置クレームは、一般に、装置が何をするか（機能）ではなく、装置が何であるかに応じて解釈されるべきである」と述べて、装置クレームにおける機能的でない用語を、装置が後に使用される態様に応じて、侵害か非侵害かに影響するのは妥当性に欠けると判示しました。また、「隙間」の仕様と目的は、特許発明が、カセットの挿入後に隙間を必要としないということを裏付けていると認定しました。この判断に基づいて CAFC は、地裁判決を取消して(vacate)、地裁に差戻し(remand)しました。

3. '029 特許についての訴訟の経緯

(1) 地裁の判断

'029 特許は、「ちぎり取り用外側張出し部(tear-off outwardly projecting section)」を含むカバーを有するカセットを対象としています。地裁は、特許発明の環状カバーを、単一のリング状のカバーであると解釈しました。それに対して Munchkin 社のカセットは、それぞれ2つの部分からなるカバーを含む点で、単一の環状カバーを有すると解釈された本件特許発明と相違することから、地裁は、本件特許の「環状カバー」および「ちぎり取り用外側張出し部」の限定を無効化し(vitiate)、無意味にするとして、非侵害の略式判決を求める Munchkin 社の申立てを認める判決を下しました。

(2) CAFC の判断

CAFC は地裁のクレームの解釈には同意しましたが、地裁が、「環状カバー」および「ちぎり取り用外側張出し部」の限定が無意味になるとして均等論に基づく非侵害を認めた、地裁の略式判決に誤りがあると認定しました。

その理由として CAFC は、道理をわきまえた陪審員が、告発された製品が実質的に同じ機能を実質的に同じ方法で実行し、本件特許発明の対応する要素と実質的に同じ結果を達成できるかどうかを判断するために、地裁は証拠を評価すべきであったと説明しました。

また、Edgewell 社の専門家は、Munchkin 社の製品は、本件特許クレームに記載の環状カバーと同じ結果を達成するために、同じ方法で同じ機能を実行しているとの意見を述べ

ました。さらに Edgewell 社は、専門家の意見を裏付けるために Munchkin 社の従業員の宣誓証言を提示しました。

CAFC は、陪審員が評決を出すための重要な事実の証拠として、これで十分であると判断し、その結果、CAFC は地裁の非侵害の略式判決を破棄して(reverse)、地裁に差戻し(remand)しました。

4. 実務上の留意点

本件 CAFC 判決における'420 特許についての判示は、装置クレームの侵害・非侵害の判断において、特許発明の機能的でない限定と、装置が後に使用される態様との関係をどのように解釈すべきかについて指針を与えています。また'029 特許についての CAFC の判示は、単一を複数に置き換える場合のような二値的選択(binary selection)であるとの理由で、均等論適用に際して限定を無効化することについて、CAFC が慎重な姿勢を有すること、および、いわゆる「機能、方法、結果テスト」の適用の是非の評価を重視すべきであることを示しています。これらの判示事項はいずれも、特許権侵害事件において往々にして生じ得る状況についての見解を含むことから、米国における特許権侵害訴訟の実務において参考にすべきものと言えます。

[情報元] McDermott Will & Emery IP Update | March 19, 2021
Edgewell Personal Care Brands, LLC v. Munchkin, Inc., Case No. 20-1203 (Fed. Cir.
2021年3月9日) 判決原文

[担当] 深見特許事務所 野田 久登

4. (韓国) 韓国大法院は、「調理容器用着脱式取っ手」の特許発明の技術思想の中核が、出願当時既に公知になっていたため、均等の可否が問題となる対応構成要素の個別機能、役割等を比較して、被告の実施製品が特許発明と均等な要素を含んでおらず、均等侵害は成立しないと判断し、原審を破棄する判決を下しました。

(大法院 2021.3.11.言渡し 2019DA237302 判決)

1. 本件判決に関連した、均等論についての主な韓国大法院判決

(1) 均等論の適用要件を提示した判決

韓国大法院は、2000.7.28 言渡し 97HU2200 判決において、下記の 5 要件を最初に提示しました。

- ① 両発明の技術的思想ないし課題の解決原理が共通又は同一であること
- ② 置換によっても特許発明と同じ目的を達成することができ、実質的に同じ作用効果を有すること
- ③ 置換すること自体がその発明に属する技術分野で通常の知識を持った者なら当然容易に引き出すことができる程度に自明であること
- ④ 確認対象発明が当該特許発明の出願時にすでに公知の技術であるか、それにより当業者が容易に導き出すことができるものではないこと
- ⑤ 当該特許発明の出願手続きを通じて確認対象発明の置換された構成要素が特許請求の範囲から意識的に除外されるなどの特別の事情がないこと

なお、日本のボールスプライン事件最高裁判決(1998年)における均等の第1要件では、「対象製品等との相違部分が特許発明の本質的部分ではないこと」とされていますが、韓国の第1要件では、「本質的部分」の語句を用いていない点で相違します。上記均等の第2～第5要件については、日本の第2～第5要件とほぼ共通しています。

(2) 課題解決の原理が同じであるかどうかを判断する方法に関する判決

上記均等の5要件を適用するに際して、特許発明と被告実施製品との間に課題解決の原理の同一性があるかないかを判断する方法に関し、2014年7月24日言渡しの2013DA14361大法院判決(下記情報元3(1)参照)において、以下のように判示しています。

『侵害製品等と特許発明の課題解決の原理が同一であるか否かを判断するときは、請求範囲に記載された構成の一部を形式的に取り出すのではなく、明細書に書かれた発明の説明の記載と出願当時の公知技術等を参酌して先行技術と対比した時に、特許発明に特有の解決手段が基になっている技術思想の中核(「核心」と訳している文献もあります)が何であるかを実質的に探求して判断しなければならない。』

その後2019年1月31日に言渡しの2017HU424大法院判決(「焼海苔自動切断および収納装置」の特許発明の権利範囲確認訴訟判決)では、上記判示を適用した上で、先行技術を参酌して特許発明の課題の解決原理を把握すべきであること、および、その際の先行技術の参酌方法について、詳細な技術内容に基づいて具体的に判示しており、均等範囲の判断基準をさらに明確にしたものと言えます。この判決については、下記情報元の3.(3)に詳細に説明されています。

(3) 作用効果が実質的に同一であるかどうかを判断する方法に関する判決

(i) 原則

2019年1月31日言渡しの2018DA267252大法院判決(下記情報元の3(2)参照)では、作用効果が実質的に同一であるか否かを判断する際の原則として、以下のように述べています。

『先行技術で解決できなかった技術課題として特許発明が解決した課題を侵害製品等も解決するかを中心に判断すべきである。したがって、発明の説明の記載と出願当時の公知技術等を参酌して把握される特許発明に特有の解決手段が基になっている技術思想の中核が侵害製品等でも具現されていれば、作用効果が実質的に同一であるとみるのが原則である。』

上記原則に関連して、2019年1月31日に言渡された他の判決である2017HU424大法院判決(下記情報元の3.(3)参照)は、『発明の詳細な説明に記載されていない公知技術を根拠として、発明の詳細な説明から把握される技術思想の中核を除外したまま、他の技術思想を技術思想の中核として置き換えてはならない』と述べています。発明の詳細な説明を信頼した第三者に、予測できない損害を及ぼすことを防止する趣旨です。

(ii) 技術思想の中核が公知等になっている場合の判断手法

上記2018DA267252大法院判決(下記情報元の3(2))ではさらに、上述の原則を踏まえた上で、技術思想の中核が特許発明の出願当時に既に公知となっているか、又はそれに等しい場合について、『かかる技術思想の中核が特許発明に特有であるとは言えず、特許発明が先行技術で解決できなかった技術課題を解決したとも言えない。このような場合、特許発明の技術思想の中核が侵害製品等に具現されているかによって作用効果が実質的に同一か否かを判断できず、均等の可否が問題となる構成要素の個別機能や役割等を比較して作用効果の同一性を判断しなければならない。』と判示しています。すなわち、技術思想の中核が公知等であると判断される場合には、均等かどうかの判断の対象となる特許発明の構成要素と、被告の実施製品においてそれと置き換えられた構成要素との間に、機能や役割等の違いがある場合には、作用効果の同一性がないと認定すべきであるとしたものです。

この判決については、弊所ウェブサイトの「国・地域別 IP 情報」の、韓国関連の [2019.11.12 付配信記事](#)（情報元：KIM&CHANG Newsletter August 2019）においても紹介しています。

2. 本件訴訟における大法院の判断

本件訴訟は、「調理容器用着脱式取っ手」の特許発明について、均等侵害の成立の可否が問題となった事案です。

大法院は、次の2つの技術思想が、発明の詳細な説明に基づいて把握できる、本件特許発明の技術思想の中核であることを認めました。

(A) ロータリー式作動部を操作してスライド板を前・後方に移動させる技術思想、および

(B) 上面に形成されたボタンにより押し部材又はピン部材を上・下にスライドさせてスライド板の前・後方移動を制御し、ミスによるボタン加圧を防止する技術思想。

しかしながら、これらの技術思想は、本事件特許発明の出願当時に既に公知となっていたと判断しました。そのため、上記 2018DA267252 大法院判決の判示事項を踏まえて、均等の可否が問題となる、本件特許発明と被告実施製品との、対応構成要素の個別機能、役割等と比較して、被告の実施製品が本事件特許発明の「上・下部材とスライド板を貫通して設置されたピン部材及び第2弾性スプリング」と均等な要素を含んでいないため、本件特許発明を侵害するとはいえないと判断し、これと異なる趣旨の原審を破棄して差戻しました。

[情報元]

1. HA&HA 特許・技術レポート 2021-4

[大法院 2021.03.11.宣告、2019DA237302]「特許権侵害差止め等請求訴訟」

2. 日本貿易振興機構（ジェトロ）特許侵害対応マニュアル韓国編（2013年3月）

「第5章,1-4 均等領域における侵害（均等論）」

3. 日本貿易振興機構（ジェトロ）韓国の知的財産権侵害判例・事例集より

(1) 「6. 課題の解決原理に立ち返って被告実施製品が本件発明の構成と

均等であると判断した事例」（大法院判決 2013DA14361、2014.7.24 言渡し）

(2) 「2. 均等侵害の第2要件(作用効果の同一性)と第1要件(課題解決原理の同一性)

との関係を明確に提示した事例」（大法院判決 2018DA267252、2019.1.31 言渡し）

(3) 「11. 均等範囲の判断要素として課題の解決原理の同一性判断における課題の解決原理の把握方法を具体化した事例」（大法院判決 2017HU424、2019.1.31 言渡し）

[担当] 深見特許事務所 野田 久登

5. (米国) CAFC は、ターゲット広告は未だ特許適格性を欠く主題であると判断しました。

Free Stream Media Corp. v. Alphonso Inc., Case No.19-1506 (Fed. Cir. 2021年5月11日)

1. 事件の概要

米国連邦巡回控訴裁判所 (the US Court of Appeals for the Federal Circuit: CAFC) は、ターゲット広告は依然として抽象的なアイデアであり、ターゲット広告を提供するシステムが特許保護の対象となるためには、一般的な構成やルーチン的な機能以上の何かを利用する必要があると認定しました。

2. 本件特許発明の内容

Samba TVという通称で営業しているFree Stream Media Corp. (以下Samba) は、「ユーザのテレビから収集したデータに基づいて、ユーザに関連すると思われるターゲット情報(つまり広告)を携帯電話ユーザに提供するシステム」に関する特許を所有しています(米国特許第9,386,356号)。

このシステムは3つの主要な構成要素を備えています。すなわち：

(1) 番組情報、位置、天気情報、または識別情報を含む一次データを収集するネットワークデバイス(スマートTVなど)、

(2) アプリケーションが実行されかつ広告が表示されるクライアントデバイス(モバイルデバイスなど)、および

(3) ユーザに関連付けられた関連性要因に基づいて、一次データを使用して広告または他のターゲットデータを選択する関連性マッチングサーバ。

具体的には、関連性マッチングサーバは、「ネットワーク化されたデバイスおよび/またはクライアントデバイスのサンドボックス化されたアプリケーションを介して、ターゲットデータをユーザにレンダリングするように構成することもできます」。

3. 事件の経緯

(1) 事件の発端

① Sambaは、Alphonso Inc. (以下Alphonso) に対して特許侵害を主張しました。

② これに応じて、Alphonsoは、本件特許の主張されたクレームが米国特許法第101条の下に特許不適格な主題に向けられているという理由で当該訴えを却下するよう申立てました。

③ Alphonsoはさらに非侵害の略式判決の申立てを提出しました。

(2) 地方裁判所の判断

カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所は、第101条による訴えの却下の申立てを却下しましたが、一方で非侵害の略式判決の申立は認めました。

(3) CAFCへの上訴

Sambaは非侵害の認定に対して上訴し、Alphonsoは第101条の特許適格性の認定に対して交差上訴しました。

4. CAFCの判断

(1) 第101条の特許適格性の認定に対して

① Alice判決のステップ1について

CAFCは、最初にAlice判決のステップ1(抽象的なアイデア)に対処することにより、第101条の認定から始めました。CAFCは、主張されたクレームが「同じ時に同じ場所で使用されている・・・さまざまな技術的な装置間の特定の種類の情報交換に対する障壁に対処す

るためのシステムおよび方法」に向けられおり、すなわちセキュリティサンドボックス (security sandbox) をバイパスするためのものであり、個別対応された広告という抽象的な考えに向けられたものではない、という地方裁判所の認定を否定しました。

逆に、CAFCは、主張されたクレームが正しく、個別対応された広告という抽象的なアイデア、すなわち具体的には、テレビユーザの視聴習慣に関する情報を収集し、その情報を他のコンテンツと照合し、そしてそのコンテンツを別のデバイスに送信するということに向けられたものである、と認定しました。

CAFCは、Alice判決のステップ1に関する先の判示内容を繰り返して、主張されたクレームはセキュリティサンドボックスを克服するという結果を提供するだけのものであり、その結果がどのように達成されるかについてはまったく開示していないと説明しました。CAFCはまた、たとえクレームがセキュリティサンドボックスをバイパスする方法について規定していたとしても、Sambaは、それが単なるツールとしてのコンピュータの使用以上のものであることを証明しておらず、あるいはそれが何らかの形で「一般的なプロセスと機械を使用してユーザに対象を絞ったコンテンツを提供することを超えてこれらのデバイスの操作性を改善すること」も証明できなかった、と説明しました。

② Alice判決のステップ2について

Alice判決のステップ2(発明的概念)に目を向けると、CAFCは、ターゲット広告を提供するというクレームされた抽象的なアイデアは従来のテレビやモバイルデバイスの既存の制約を回避しようとしただけなので、特許性がないと説明しました。十分に確立された先例を引用して、CAFCは、セキュリティサンドボックスのバイパスがこれまでに行われたことがなかったと仮定しても、クレームはそのような結果を達成するための一般的な構成とルーチン的な機能の使用を規定しているに過ぎないと認定しました。したがって、CAFCは地方裁判所の判断を破棄し、特許は不適格であると判断しました。

(2) 非侵害の認定に対して

CAFCは、特許適格性に関する地方裁判所の認定を覆したため、非侵害の認定に対処することを差し控えました。

[情報元] McDermott Will & Emery IP Update | May 20, 2021
Free Stream Media Corp. v. Alphonso Inc., Case No.19-1506 (Fed. Cir. 2021年5月
11日)判決原文

[担当] 深見特許事務所 堀井 豊

[注記]

本外国知財情報レポートに掲載させて頂きました外国知財情報については、ご提供頂きました外国特許事務所様より本レポートに掲載することのご同意を頂いております。

また、ここに含まれる情報は一般的な参考情報であり、法的助言として使用されることを意図していません。従って、IP案件に関しては弁理士にご相談下さい。